



フランス最新法令情報

最低賃金 (SMIC) 引き上げ

2022年1月1日より最低賃金 (SMIC : 業種間一律スライド制最低賃金) が0.90%引き上げられました。(2021年1月1日の引き上げ率は0.99%でした。)

これに伴い、グロス時給の最低賃金は、2022年1月1日から、10.57€ (2021年1月1日以降は10.48€でした。)、すなわち、法定労働時間である週35時間労働を行った場合の月給は1,603.12€となりました。

フランスにおいて支払われる報酬は原則としてこの額を下回することはできません。(さらに、団体協定及び協約によって、より有利な報酬額が定められている場合にはその金額を下回することはできません。)

今回の改定を受けて、日本企業がフランスへ従業員を派遣する際に頻繁に申請する滞在資格である、才能パスポート滞在資格 (サラリエアンミッション「企業内転勤」及び法的代表者) 取得の要件となる最低年俸の額も引き上がることにご注意ください。

具体的には、才能パスポート・サラリエアンミッションの場合は、34,627.39€、才能パスポート・法



ワクチンパスポートの導入

コロナ禍のフランスで、長引く衛生危機の管理体制を強化し、公衆衛生法典を改正する法案が2022年1月16日に国民議会 (Assemblée Nationale) で可決されました。憲法院 (Conseil constitutionnel) は、2022年1月21日付の決定で、2022年1月24日から発効するワクチンパスポート (passe vaccinal) 制度の有効性を正式に認めました。ワクチンパスポートは、2021年5月31日の法律により導入され、日常生活のあらゆる側面においてこれまで広く活用されてきた衛生パス (passe sanitaire) にとって代わるものです。

「ワクチンパスポートとは？」

ワクチンパスポートには、新型コロナ対策アプリ「TousAntiCovid」による電子版と紙版とが存在し、以下のいずれかの衛生証明を提示することを目的としています:

- ワクチン接種パターン (下記に説明) をすべて完了した場合のワクチン証明書
- RT-PCR (リアルタイム PCR) 検査結果または新型コロナ感染症から回復したことを示す抗体検査陽性結果 (少なくとも 11 日が経過し、6 か月未満であること)

的代表者の場合は57,712.32€となります。

必要不可欠な行政手続の8割強が オンライン化されました

公共変革・公務員省の発表によると、国民にとって不可欠とされる250件の行政手続のうち、約8割を超える200件以上の手続が完全にデジタル化されることとなります。

ポータルサイト「Service-Public.fr」は、ほぼすべてのオンライン手続を網羅し、ユーザーが最も頻繁に利用する必要不可欠な手続の概要を分かりやすく紹介しています。

最もよく利用される手続には、「住所変更手続」、「出生届の交付請求」、「選挙人名簿への登録請求」、「犯罪経歴証明書の交付請求」、「IDカードまたはパスポートの事前請求」などがあげられます。

在仏外国人においても、行政のデジタル化は利用価値が高く、滞在許可証に関する手続などをオンラインで完結することができることは大きなメリットです。

- ワクチン接種が禁忌であることの証明書

例外的な場合を除き、ワクチンパスポートを、新型コロナウイルス陰性証明として利用することはできません。

「ワクチン接種パターンとは？」

18歳以上の成人については、前回のワクチン接種から7か月以内に2回目または3回目の追加接種を行えば、一連のワクチン接種パターンを完了したとされます。2022年2月15日以降は接種間隔が、7か月から4か月に短縮されました。18歳未満については、追加接種は義務ではないので、ワクチン接種パターンはワクチンの2回接種となります。

2022年1月24日以降、16歳以上は、PCR検査または抗体検査証明を日常生活上の衛生パスとして利用することができません。一方、12歳から15歳までの未成年者については、ワクチンパスポートの適用を受けませんので、上記のPCR検査証明および抗体検査証明は引き続き有効となります。

「ワクチンパスポートの提示が必要な活動・場所とは？」

これまで衛生パスの提示を求められていた場所において、ワクチンパスポートを提示することになります。主に、レストラン、バー、文化・娯楽施設（映画館、劇場・芝居小屋、コンサートホール、美術館、スタジアム、スポーツクラブなど）、博覧会・展示場、大型ショッピングセンター（県知事が決定した場合）、地方をまたぐ、飛行機・列車・バスなどの交通手段などです。

広く一般の人々が利用する施設に勤務する従業員は、衛生パスを提示する義務がありますので、ワクチン接種は必須です。

「どうすればワクチンパスポートを取得できるの？」

ワクチン接種をすでに済ませた者または追加接種を受けた者は、デジタル省庁間総局が運営するウェブポータル「FranceConnect」を経由して国民健康保険基金のウェブサイト「Assurance Maladie」にアクセスし、ワクチン証明書を取得することができます。患者からの依頼があれば、医者など医療従事者が代わりにワクチン証明書を取得し、プリントアウトすることも可能です。ワクチン証明書を取得する際には、「Assurance Maladie」にオンライン送付された、ワクチン接種証明書に記載されている「患者コード」が必要となります。「患者コード」を使って、新型コロナ・ワクチンデータベースから該当する患者のデータを抽出できる仕組みになっています。

少なくとも11日が経過し、かつ、6か月未満に発行された（PCR検査または抗体検査陽性の）回復証明書は、検査結果情報システム（SI-DEP）にアクセスすれば取得できます。回復証明書は、プリントアウトすることもできますし、EメールおよびSMSを使ってSI-DEP にアクセスして取得することも可能です。回復証明書は6か月間、SI-DEP上で保管されます。

ワクチン接種が禁忌であることの証明は医者が行います。ワクチンパスポートの提示が必要となる場所・サービス・施設・イベントにおいて、ワクチン接種の禁忌証明を提示すれば足りません。

「ワクチンパスポートは誰に適用されるの？」

ワクチンパスポートは16歳以上に適用されます。ワクチンパスポートの提示が求められる場所・イベントを利用・参加する場合に必要となります。

ワクチンパスポートは、フランス国外に居住するフランス国民が自国に滞在する場合をはじめ、フランスを訪れる観光客やフランスに留学する外国籍の学生に対しても適用されます。

一般の人々が利用する施設に勤務する者には、2022年1月24日以降、ワクチンパスポートの提示が義務付けられています。2021年8月30日以降、衛生パスの提示が必要となった場所・施設で仕事に従事する者に対して、ワクチンパスポートの所持が義務付けられました。施設の責任者（または、権限を正当に委譲された者）は、従業員が有効なワクチンパスポートを所持しているかを毎日チェックしなければなりません。ただし、従業員がワクチン接種証明書を任意に提出する場合はこの限りではありません。ワクチンパスポートの有効性のチェックは、アプリ「TousAntiCovid Verif」を使って行われます。

経済的理由による解雇を実施する場合、雇用主の配置転換義務を怠ってはなりません

労働法典第L.1233-4条に従い、雇用主は、経済的理由による解雇を行う前に、まず、解雇される従業員を対象に、職業訓練・適応性を高める努力を行うとともに、フランス国内に所在する自社の拠点やグループ企業への配置転換が不可能であることを見極める必要があります。配置転換先の要件としては、対象従業員の職務と同じ職種であること、または、同等の給与水準を伴う類似の雇用であることですが、これら要件を満たす職務がない場合、従業員の明確な同意があれば、等級が低い職種に配置転換することができます。なお、配置転換の提案（オファー）は、的確かつ書面で行う必要があります。

労働監督局は、雇用保護計画（⑨ある程度の規模の集団解雇の際に作成され、監督官庁の承認を受ける必要があります）を承認する立場にあり、フランス国内だけでなく、ヨーロッパ諸国を対象とした配置転換をも求めることがあります。雇用主は、配置転換先は絶対に見つからないと確信していても、配置転換にかかる努力を現に行わなければなりません。

パリ控訴院は、2021年12月16日付で、日本企業のフランス子会社に対して、雇用主の配置転換義務に関する判決を下しました（n°18/ 14130）。雇用主は、配置転換の可能性について、どのような手続を実際に行ったのか説明できず、配置転換のための努力をした事実を証明する資料を提出できませんでした。また、会社は、解雇と同じ年に、数多くの従業員を採用していたと、前従業員から報告がありました。控訴院は、こ

れら事実を鑑み、経済的に困難な状況にあったか否かについて精査するまでもなく、雇用主は、配置転換義務を十分に行ったとは言えず、このことをもって、真実かつ重大な理由のない不当解雇であると判断し、フランス子会社に対して、不当解雇にかかる補償金90,000ユーロ（日本円で1,100万円超）とは別に、前従業員に支給された6か月分相当の失業手当を雇用局（pôle emploi）に払い戻す命令を下しました。

配置転換の打診は、実務上、フランス国内ないしヨーロッパ圏内に所在する自社およびグループ企業内の担当部門にEメールまたは書簡を送付する方法で行われます。当該担当部門から、該当する職務が存在しない旨の回答を受領すれば、雇用者は義務を果たしたと見なされます。実質性に欠ける形式的なルールでしかないとの批判はあるものの、これを怠れば不当解雇となりますので、必ず実行ください。

フレンチデスク コンタクト

| 東京オフィス | パリデスク |
|--|--|
| ル ドゥサール・デヴィ (パリ弁護士会所属／東京弁護士会登録) | 千田 多美 (パリ弁護士会所属) |
| 今野ブデン 泰子 (パリ弁護士会所属) | c/o Altana 45 Rue de Tocqueville, 75017 Paris, France Email : francelaw@tmi.gr.jp Tel : +33(0)1 7997 9723 |
| TMI 総合法律事務所 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 Email : francelaw@tmi.gr.jp Tel : 03-6438-5511 | |

本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただきますよう、お願い申し上げます。